



簡易腰掛け便座の認定基準及び基準確認方法
(公 開 用)

財団法人製品安全協会

序文

この認定基準及び基準確認方法は、財団法人製品安全協会が以下の安全管理委員会専門部会で改正し、ガットスタンダードコード及び WTO/TBT 協定附属書 3 に基づく海外通報手続きを経た上で、制定された製品安全基準とその評価方法である。

この認定基準及び基準確認方法は、適合性評価手続き(S G マーク制度)に適用するものであって、製造物責任法等のいかなる他法令の適用が除外されるものではない。

この認定基準及び基準確認方法の一部が、技術的性質をもつ特許権、出願公開後の特許・出願、実用新案権、又は出願公開後の実用新案登録出願に抵触する可能性があることに注意を喚起する。財団法人製品安全協会は、このような技術的性質をもつ特許権、出願公開後の特許出願、実用新案権、又は出願公開後の実用新案登録出願にかかわる確認について、責任はもたない。

財団法人製品安全協会の許可なしに、この認定基準及び基準確認方法の一部又は全部を電子的又は機械的(写真、マイクロフィルムを含む。)様式又は手段により、複製又は利用してはならない。

簡易腰掛け便座専門部会専門委員名簿

(五十音順敬称略)

	氏 名	所 属
部会長	田中 繁	国際医療福祉大学・大学院
	安達 玄	東陶機器株式会社
	竹内 準	積水ライフテック株式会社
	岩田 朋巳	独立行政法人製品評価技術基盤機構生活・福祉技術センター
	太田 修平	日本障害者協議会
	岡倉 伸治	経済産業省商務情報政策局サービス産業課医療・福祉機器産業室
	鎌田 達夫	フランスベッド株式会社
	北村 透	社団法人日本福祉用具供給協会
	吉川 僚一	財団法人日本文化用品安全試験所
	小山 美代	兵庫県立福祉のまちづくり工学研究所
	赤坂 浩	厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課社会参加推進室
	鈴木 美根子	消費科学連合会
	辻 義信	経済産業省産業技術環境局標準課環境生活標準化推進室
	沖田 伸治	アロン化成株式会社
	戸塚 健一	コンピュエルネス株式会社
	佐藤 秀雄	新輝合成株式会社
	斎藤 裕之	松下電工株式会社
	坂本 鐵司	司ユニバーサルデザイン研究所
	柴田 輝子	主婦連合会
	星野 美枝子	全国地域婦人団体連絡協議会
	清水 荘一	福祉用具工業会
	尾崎 靖宏	日本生活協同組合連合会
	平岡 英治	経済産業省商務情報政策局消費経済部製品安全課
関係者	渡邊 慎一	厚生労働省老人保健福祉局振興課

簡易腰掛け便座の認定基準及び基準確認方法

1. 基準の目的

この基準は簡易腰掛け便座の安全性品質及び消費者が誤った使用をしないための必要事項を定め、一般消費者の身体に対する危害防止及び生命の安全を図ることを目的とする。

2. 適用範囲

この基準は、主として高齢者が、一般家庭等の便所内の和風大便器又は和風両用便器に装着することによって、洋風便器として使用する便座(以下「簡易腰掛け便座」という。)について適用する。なお、便座の上に置いて取付高さを補う補高便座は除く。

3. 形式分類

簡易腰掛け便座の形式は、次のとおりとする。

- ・据え置き式:和風大便器にかぶせて使用するもの
- ・両用式:両用・便器にかぶせて使用するもの

4. 安全性品質

簡易腰掛け便座の安全性品質は、次のとおりとする。

項 目	基 準	基準確認方法
1. 構造、外観及び寸法	1. 簡易腰掛け便座の外観及び構造は、次のとおりとする。 (1) 仕上げは子で、使用時に身体に触れる部分には、傷害を与えるような部、ばり等がなく、かつ、外部に現れるボルト・ナットなどの先端は著しく突き出していないこと。 (2) 各部の接合、組み立て等は良好で、緩み、がた、変形等がないこと。	

項 目	基 準	基準確認方法
2. 安定性	2. 簡易掛け便座の安定性は、次のとおりとする。 (1) 据え置き式にあつては、前方安定性試験を行ったとき、転倒しないこと。 (2) 据え置き式にあつては、側方安定性試験を行ったとき、転倒しないこと。	

項 目	基 準	基準確認方法
	(3) 据え置き式にあつては、後方安定性試験を行ったとき、転倒しないこと。	
3. 強度	3. 簡易腰掛け便座は、便座面の静的強度試験を行ったとき、各部に破損、外れ及び使用上支障のある変形がないこと	

項 目	基 準	基準確認方法
4. 耐久性	4. 簡易腰掛け便座は、便座面の耐久性試験を行ったとき、各部に破損、外れ及び使用上支障のある変形がないこと。	
5. 対落下衝撃	5. 簡易腰掛け便座は、態度衝撃試験を行ったとき、各部に破損、外れ九個利用上支障のある変形がないこと。	

項 目	基 準	基準確認方法
6. 電気部品	6. 電気部品が取り付けられているものは、電気用品安全法で定めた術基準に適合していること。	
7. 付属品	7. 付属品は、使用上の安全を損なわないこと。	

5. 表示及び取扱説明書

簡易腰掛け便座の表示及び取扱説明書は、次のとおりとする。

項 目	基 準	基準確認方法
1. 表示	1. 製品には、容易に消えない方法で次の事項を表示すること。なお、(3)は見やすい箇所に大きな字で表示すること。 (1) 申請者(製造業者、輸入業者等)の名称又はその略号 (2) 製造年若しくは輸入年月又はその略号 (3) 最大使用者体重(100kg 以下で表示) (4) 各部の寸法、質量、適合する和風便器の寸法(表示場所は包装でも可)	
2. 取扱説明書	2. 製品には、次に示す趣旨の取扱説明書を添付すること。ただし、その製品に該当しない事項は、省略してもよい。 また、一般消費者が容易に理解できる大きな字で明示すること。なお、(1)は取扱説明書の	

項 目	基 準	基準確認方法
	等の見やすい箇所に示し、(7)については安全警告標識(△)を併記するなどして、より認知しやすいものであること。 (1) 取扱説明書を必ず読み読んだ後保管すること。 (2) 各部の名称(図で示すこと。) (3) 組立及び設置方法 (4) 手入れの方法 (洗剤、消毒剤等の明示) (5) 使用方法 (6) 設置場所の注意 ・安定の悪い場所に設置しないこと。 ・火気の近くに設置しないこと。 (7) 使用上の注意 ・使用前には各部を点検し、組み立て式の場合は組み立てを確実にしていることを確認して使用すること。 ・使用者の身体状況により、介助者が付き添ったり、購入先や専門家等に相談したりすること。 ・両用式の場合は奥に寄せて設置すること。(固定式でないもの) ・踏み台替わりに使用しないこと。 ・最大使用者体重を守ること。 ・電装品が付属しているものは、電装品の取り扱いの注意事項	

項 目	基 準	基準確認方法
	・電装品が付属しているものは、持ち運びの注意事項(持ち運ぶ際に落下させないこと等) (8) 諸元表(各部の寸法、質量等) (9) S G マーク制度は、簡易腰掛け便座の欠陥によって発生した人身事故に対する賠償制度であること。 (10) 製造業者、輸入業者又は販売業者の名称、住所及び電話番号	

参考付図..

